

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社山善			コード	8051
提出日	2025/7/10	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月5日提出の独立役員届出書の4.中務尚子氏の「該当状況についての説明」について記載内容を一部修正するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	隅田 博彦	社外取締役	○													○		有
2	江口 あつみ	社外取締役	○													○		有
3	津田 佳典	社外取締役	○													○		有
4	中務 尚子	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。 なお、隅田博彦氏は2022年6月まで東洋製罐グループホールディングス株式会社の取締役副社長を務めておりましたが、当社と当社との間で特別の利害関係はありません。	社外取締役の隅田博彦氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験に加えて、ITに関する幅広い見識も有しております。当社の経営全般に對し的確な助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化を期待するものであります。
2	該当事項はありません。 なお、江口あつみ氏は株式会社ニッスイ及び株式会社シマノの社外取締役を兼任しております。当社と株式会社シマノの間には売上取引がありますが、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の0.1%未満であり、独立性に疑義が生じるおそれはないと考えております。 また、当社と株式会社ニッスイとの間で特別な利害関係はありません。	社外取締役の江口あつみ氏は、これまで飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報部門に携わり、さらにコーポレートコミュニケーション部門においては戦略企画の実行及びCSR活動全般をリードするなど幅広い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会などにおいて独立した立場で、経営全般に對しコーポレートコミュニケーションやダイバーシティの視点からの的確な助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化を期待するものであります。
3	該当事項はありません。 なお、津田佳典氏は第一稀元素化学工業株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と当社との間で特別の利害関係はありません。	監査等委員である社外取締役の津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において、適宜助言を行うことを期待するものであります。
4	中務尚子氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人中央総合法律事務所に所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。 そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。 なお同氏は、和田興産株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社と当社との間で特別の利害関係はありません。	監査等委員である社外取締役の中務尚子氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役（監査等委員）としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督的役割を担うことを期待するものであります。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。